

(令和4年度補正予算「有志国間の信頼できるサプライチェーンへの参画支援事業」)
「日越半導体人材のマッチングに向けた調査及びワーキンググループ事業」に係る公募について

1. 事業趣旨・目的

経済産業省において半導体・デジタル産業戦略を策定・改定し、官民一体となって具体的な取組について矢継早に実施するなど、経済安全保障の強化等の観点から、半導体が日本及び世界経済に果たす役割は近年ますます大きくなっている。

しかし、そうした経済活動の基盤となる半導体人材については、今後全国的に不足することが見込まれている。こういった状況を踏まえて、令和7年度には、その生産量の多さから特により深刻な影響を受けうる九州地方において、海外との交流・連携促進等も通じ、半導体人材を継続的に育成・確保すべく、令和4年度補正予算「有志国間の信頼できるサプライチェーンへの参画支援事業」九州半導体産業におけるベトナム人材確保に向けた調査事業を実施した。当該調査事業の結果、①日本の半導体産業関連企業における外国人材採用のニーズのボリュームゾーンと②ベトナム側の半導体人材の育成・輩出するボリュームゾーンについて、ギャップがあることが判明した。加えて、当該事業では、日越人材の需給のボリュームゾーンの把握にとどまり、日本の半導体関連企業が求める外国人材の細かなニーズ及び、ベトナム側が供給する半導体人材のスキル面までは明らかになっていない。

本事業においては、日本の半導体関連メーカーを対象に、各職種の採用人材の要件や外国人に求める職業倫理・日本の雇用慣行等について詳細なヒアリングを行い、各職種の半導体人材ニーズを定義した上で、日本の半導体関連メーカーで必要とされている人材を全体像として整理する。加えて、外国人材を採用する際の懸念や課題、採用が出来ない原因も整理し、潜在的に日越が人材育成でマッチングしうる領域（例：スキル、プロセス）と、マッチングしえない領域を特定する。その上で、当該調査・分析を踏まえて日越関係者を交えたワーキンググループ（WG）を実施し、ベトナム政府・教育機関等へ調査・分析結果を共有しつつ、日越双方の人材育成・活用方針の洗い出しを行い、日越間の半導体人材の需給ギャップの可視化を図り、この需給ギャップ解消に向けた検討を行う。

なお、本調査で得られた知見は、半導体人材を輩出したいと考える他のASEAN各国との協力の際にも活用できる可能性があるだけでなく、本調査内容を実施すると、長期的にはベトナムへの人材還流を通じ、日系を含む半導体関連企業のベトナム等への進出を促進し得るものであると考えられる。

2. 業務内容・調査方法

AMEICC事務局を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）から委託を受けて、本事業の受託者は、以下の（1）から（2）の業務を実施する。

具体的な実施内容、実施方法については、提案によるものとし、AMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課とよく相談をした上で実施すること。

（1）日本の半導体関連メーカーの外国人材採用の可能性等調査

日本の半導体関連メーカーを対象に、各職種の人材について、採用する人材の要件や外国人に求める職業倫理・日本の雇用慣行等について詳細なヒアリングを行う。ヒアリング案を提案書中に示すこと。また、ヒアリングを通じて各職種の半導体人材ニーズを定義した上で、日本の半導体関連メーカーで必要とされている人材については全体像として整理するとともに、外国人材を採用する際の懸念や課題、採用が出来ない原因も整理し、潜在的に日越が人材育成でマッチングしうる領域（例：スキル、プロセス）と、マッチングしえない領域を特定する。その際、米国や韓国など、他国の半導体関連メーカーの動向も踏まえて、日本が持つ比較優位を考慮するとともに、ASEAN各国含め他国にはないベトナム人材が持つ比較優位も考慮する。

なお、本調査の実施に当たっては、ベトナム人材の活用に前向きな企業を特定し、（２）のWGへの参加要請も併せて行う。ヒアリング対象は、日本の半導体関連メーカー３社以上とする。

（２）日越半導体人材の需給ギャップの可視化と解消の方向性を検討するWGの実施

（１）の調査結果を踏まえつつ、今後の半導体産業振興のための人材育成・活用に関わるベトナム政府機関の関与を得た上で、日本側のステークホルダー（半導体関連メーカー等）とベトナム側のステークホルダー（教育機関等）をメンバーとするWGを設置する。WGは計３回程度実施するものとし、原則１回は対面形式で開催すること（オンライン形式の併用可）。

WGの参加者は日越双方のステークホルダーそれぞれから３～５名程度を想定する。

３回程度の実施を想定するWGでは、作業や意見交換を通じて、日越双方の人材育成・活用の方針を洗い出し、需給ギャップの可視化を図り、需給ギャップ解消の方向性を検討すること。効率的かつ効果的にWGを開催するための具体的な方策と具体的なアウトプットイメージを提案書中に示すこと。

なお、業務委託事業者は、経済産業省や在越日本大使館とよく相談し、WGにおける取り組み内容の検討や参加メンバーの募集、会場及び旅行手配等を含め、WGの企画立案から設置・運営までの一切を行うものとする。

３．留意事項

- （１）本事業は、日本とASEAN各国の政府・企業関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及びASEAN地域の双方におけるネットワークを有し、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。また、本事業の実施にあたっては、AMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課ともよく連携すること。
- （２）事業の進捗状況については、原則１か月に１度はAMEICC事務局及び経済産業省通商政策局アジア大洋州課からの指示に応じて適宜報告を行うこと。
- （３）本調査の実施に際しては、経済産業省やAMEICC事務局が実施する既存調査とも良く連携しながら効率よく対応すること。

- (4) 本事業の実施に際しては、令和4年度補正予算「有志国間の信頼できるサプライチェーンへの参画支援事業」九州半導体産業におけるベトナム人材確保に向けた調査事業の結果（参考資料を参照のこと）を踏まえること。

4. 成果物

(1) 以下の事項を含んだ事業報告書（原則日本語。必要に応じて一部資料は英訳、越語訳することを想定）：

- ・ 2. の（1）によって実施された調査結果
- ・ 2. の（2）によって実施されたWGの実施結果（実施したWGを通して得られた需給ギャップの可視化資料や需給ギャップ解消に向けた検討のまとめ等）

(2) 納品形態：電子媒体

(3) 提出期限：2027年2月26日（金）

(4) 提出先：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

- ① （一財）海外産業人材育成協会
海外統括部 AMEICC事務局支援グループ
東京都足立区千住東1-30-1
TEL：03-3888-8213
- ② 経済産業省 通商政策局アジア大洋州課
東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL：03-3501-1953

5. 契約要件

(1) 契約形態：準委任契約

(2) 契約方法：概算契約

(3) 採択件数：1件

(4) 契約期間：契約日（2026年5月上旬を予定）より2027年2月26日までとする。

(5) 契約金額：契約金額は、46,000,000円（消費税を含む）を上限とする。最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託業務の全てを、第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、再委託。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は10%を上限とする。

(6) 契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

- (7) 支払い：事業終了時に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として経済産業省委託事業事務処理マニュアルに従い現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

6. 応募資格

- (1) 日本あるいはASEANに法人格を有するものであること。
- (2) 以下に該当しない者であること。
- ・ 本事業の業務委託契約を締結する能力を有しない法人
 - ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人
 - ・ 指定暴力団員がその役員となっている法人
 - ・ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する法人
 - ・ 日本の官公庁の競争入札において、参加を禁じられた法人
- (3) 日本の経済産業省が所管する補助金交付等事業において不正あるいは不適切な行為等により補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられていないこと。
- (4) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 2026年3月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供等（調査・研究）の「C」の等級又はそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること
- (7) 法人格を有する国において会社更生手続き開始の申し立てがなされている者又は再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。）

7. 参加意思表明及び質疑

(1) 参加意思表明

本企画競争へ参加を希望する場合は、2026年4月1日（水）午後4時【必着】までに公募申請書（押印不要）をE-mail添付で送付して参加意思を表明すること。

(2) 質疑

質疑受付期限：2026年4月1日（水）午後4時【必着】

質疑受付方法：E-mailで受け付ける

質疑回答：受け付けた全ての質問については、2026年4月6日（月）午後4時までに、企画競争への参加の意思表明をされた全ての方にE-mailにて開示する。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記6. の応募資格を満たしていることを確認し、2026年4月9日（木）午後4時まで【必着】に、下記9. の応募書類をAOTSの大容量ファイル受送信システムを使用して提出すること。（送信方法については個別に案内する。）

応募書類の宛先

一般財団法人海外産業人材育成協会 海外統括部 AMEICC 事務局支援グループ 担当：鮎合（あいごう）、新井（あらい） E-mail：kobo-amcshien-wc@aots.jp
--

9. 応募書類

- (1) 公募申請書（日本語）
 - (2) 企画提案書（日本語）
 - ①様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、資格
 - ②様式第2 類似業務経験
 - ③様式第3 業務支援体制
 - ④様式第4 作業計画・要員計画
 - ⑤様式第5 受託業務費見積書
 - (3) 会社概要（事業概要）書（日本語）
 - (4) 直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）（日本語又は英語）
 - (5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3ヶ月以内のもの）（日本語又は英語）

日本以外に所在する企業は、登記事項証明書「履歴事項全部証明書」に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面（本社所在地、代表者名、設立年月日を含む書類）を提出すること。
- ※ (1)、(2) は、所定の様式（当協会HPの本企画競争公告よりダウンロード可）。なお、(2)の所定の様式については、様式に記載されている項目を全て含むのであれば、Power Point などWord以外の書式で作成して提出しても良い。また、Power Pointなどで作成した資料を別紙としても良い。

10. 審査方法

- (1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

審査項目：

- ・提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）
- ・組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）

・業務従事者の知識・経験（本業務分野に関する知識、業務歴）

- (2) 審査結果（採択又は不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。
- (3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、応募書類は返却しないので、留意すること。

1 1. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

海外統括部 AMEICC 事務局支援グループ

E-mail: kobo-ameshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mail にて受け付ける。

以上